

エバーニュース

EVER NEWS

vol.16 平成27年7月19日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。



- [連載] 自転車と法律について
- 無料相談会のご案内
- [連載] 不動産競売について
- 料金のご案内／事務所のご案内



自転車と法律について

第16回は自転車をめぐる法律問題について述べます。

自転車に関して道路交通法の改正が行われ、本年6月1日より施行されました。自転車に関わる事故が多く、警察庁によると死傷を生じた昨年の自転車運転者は10万人を超えています。交通事故全体の件数は減少傾向ですが、自転車による死亡事故は増加傾向です。そのため、悪質な運転を防止し、自転車の危険性に対して改めて注意を促すための改正といえます。14歳以上で、信号無視、携帯電話使用、酒酔い運転、歩道での歩行者妨害、優先車両妨害など悪質な運転者が、3年以内に2回以上同様の危険運転をした場合には、行政処分として講習が義務づけられるようになりました。また、刑事処分も不起訴だったものが罰金を科されるなど厳しく処罰する傾向にあると思われまます。

自転車は「軽車両」として道路交通法上規制の対象です。事故を起こした時の処理については自動車とあまり変わりません。ですから、事故を起こした場合、被害者の救護義務や報告義務があります。また、今回の法律改正で改めて「車両」として再認識する機会になったと思いますが、車道通行の原則（歩道通行は例外的な措置）、左側通行の原則、夜間灯火、酒気帯び運転の禁止など運転ルールについての再認識が必要です。

事故が起きた場合の賠償義務も自動車と同様です。ただ、自転車は、免許が不要なこと、速度は自動車、バイクより低速であることなどの特性から、自動車、バイクとの事故の場合の過失割合については修正され、自転車の過失割合が若干軽くなりますが、対歩行者との関係では、過失割合が軽く修正されるとは限らず自動車並みの責任を負うこともあります。これは過失割合に限らず、賠償額としても同様で、死亡事案として高額な賠償義務を命じられたケースもあります。神戸の事例では、男児小学生による怪我のため60代の女性が寝たきりになり、男児の母親に約9500万円にも及ぶ賠償義務が課せられました。自動車には、自動車損害賠償責任保険という強制保険や任意保険があります。しかし、自転車については強制保険はありませんので、賠償に備えて各自が保険を検討する必要があります。個人賠償保険で対応が可能な場合もありますが、自転車のための保険もありますので万が一のために備えらえることをお勧めします。

Information

無料相談会のご案内

平成27年7月23日(木)、7月28日(火)、8月4日(火) のいずれも
午後3時から午後6時の間に、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



事業者の方へ 不動産競売について

不動産競売については、判決に基づく場合（強制競売）と、担保権により行われる場合（不動産競売）とがあります。もっとも競売になればどちらも基本的に同じ流れで手続きが進みます。

担保権による場合には、債権者（担保権者）は返済の約束が守られなければ裁判所に不動産競売を申し立てることができます。ただ、第一順位の担保権者であればよいのですが、次順位以降（後順位担保権者）の場合は、先順位担保権者の担保（抵当権の場合は被担保債権残存額、根抵当権の場合には極度額）以上に不動産の評価がされない場合には競売申立が取り消されることになってしまいます。ですから、後順位担保権者の競売申立の場合には、先順位担保権者から担保権を譲り受けるなどの処理が必要となります。

さて、申立を行いますと、通常、執行官による現地調査が始まり現況調査報告書が作成されます。現地調査は連絡先も分からない状態で始められることが多く、事前の連絡もなく突然の訪問となることがあります。また、評価人による物件の評価書が作成されます。評価書ができますと、売却基準価格が決定され、売却実施が決まります。そして、物件明細書、現況調査報告書、評価書（3点セット）を裁判所で閲覧することが可能になります。それとともに、入札期日が指定されます。現在では、ネットでも、新聞でも入札情報が掲載されますので、関心のある方はご覧になられたことがあるかと思います。購入希望の方は、裁判所で上記の3点セットを見て、入札を申し込むという手続きの流れになります。申込の際には入札保証金として大体は売却基準価格の2割の金員を納めますが、落札できない場合には戻ります。落札ができた場合には買受代金の一部への充当となりますが、落札できたのに指定日まで残金を納められなかった場合にはこの保証金は没収されます。落札者として決定された方は通常は1か月内に残金を納め、所有権移転登記が行われて所有者となります。競売物件に占有者がいる場合には引渡命令という制度があり、その制度により強制的に排除することができます。ただ、この制度は代金納付より6か月以内に行われなければならないので、期間を経過した場合にはできません。また、占有者が落札者よりも優先的な利用権を有する場合もあるので、物件明細書に注意することが必要ですし、物件明細書には現れない事情もあるので、占有者のいる物件には十分注意してください。



料金のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3000円プラス消費税
1時間	5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度



● エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

* 執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

事務所のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所（旧 菊地秀樹法律事務所）

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

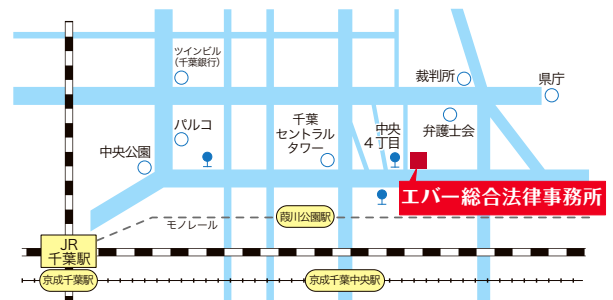
午前9時より午後6時まで

* なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



● 千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
● 駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。